
第2期北広島町地域福祉計画
第1期北広島町地域福祉活動計画

概要版

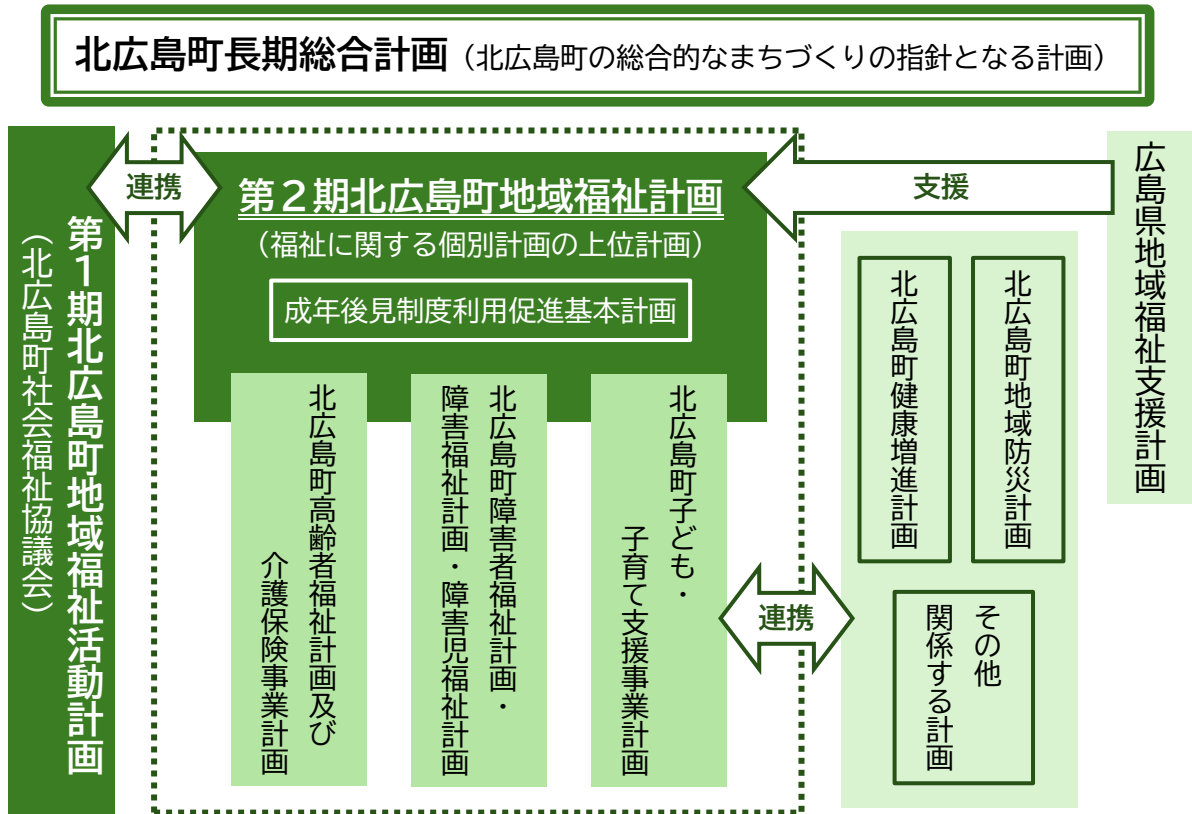
「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」

～地域ので支え合い、共に歩むまちづくり～

計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。北広島町社会福祉協議会と連携を図りながら、北広島町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとします。



計画の期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
「第2期北広島町地域福祉計画・第1期北広島町地域福祉活動計画」 成年後見制度利用促進基本計画					→ 次期計画
→	第3次北広島町長期総合計画（令和9～18年度）				
→	第9期北広島町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画			→	
→	第4期北広島町障害者福祉計画（令和9～14年度）				
→	北広島町第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画			→	
	第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）			→	

地域福祉計画（行政計画）

基本理念

「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」

～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～

基本目標

■基本目標 1：包括的な支援体制の構築

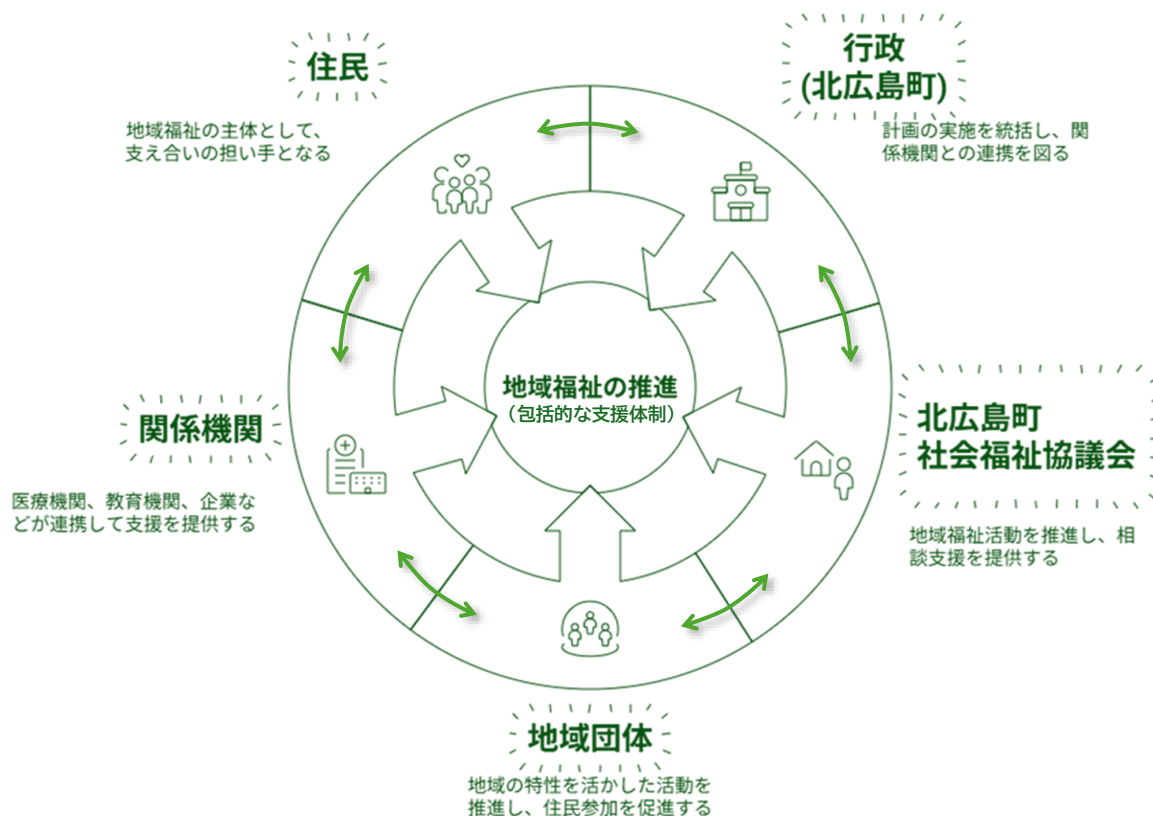
誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしくいきいきと暮らせるよう、多様で複合的な生活課題に対応できる包括的な支援体制を構築します。

■基本目標 2：地域の支え合い機能の向上

地域住民一人ひとりが支え合いの担い手となり、地域の力による支え合いの仕組みを充実させます。

■基本目標 3：持続可能なまちづくりの推進

新たな社会的事象に対応できる持続可能なまちづくりを、地域の特性を活かしながら推進します。



施策の体系

《基本目標》	《施策》	《取組》
基本目標 1 包括的な 支援体制の構築	ア. 包括的な 相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■関係機関との連携強化 ■専門職の確保と育成 ■早期発見・早期対応の仕組みづくり
	イ. 分野横断的な支援・ サービスの展開	<ul style="list-style-type: none"> ■居住・就労支援の充実 ■虐待防止・権利擁護の推進
	ウ. 新しい福祉課題への 対応	<ul style="list-style-type: none"> ■成年後見制度の利用促進 ■生活困窮者自立支援制度の推進 ■ひきこもり支援の充実 ■ヤングケアラー・こどもの貧困への対応
基本目標 2 地域の支え合い 機能の向上	ア. 地域活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■地域活動の担い手育成 ■地域団体の活動支援
	イ. 近隣関係の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■見守り機能の向上 ■地域の支え合いの仕組みづくり
	ウ. 災害時の 支援体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民による災害時の支え合い活動 ■地域での防災活動への参加促進 ■地域住民同士の災害時の情報共有
基本目標 3 持続可能な まちづくりの 推進	ア. デジタル化への対応	<ul style="list-style-type: none"> ■デジタルデバイドの解消 ■デジタルサービスの活用
	イ. 自然災害への 対応力強化	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の福祉的支援体制の整備 ■災害時の生活再建支援
	ウ. 地域の特性を 活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■地域資源を活用した福祉的支援の推進 ■多様な主体との協働による地域福祉の推進 ■持続可能な地域づくりにおける福祉的支援

権利擁護事業の推進（第2期北広島町成年後見制度利用促進基本計画）

権利擁護事業の意義

権利擁護事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方々の権利を守り、尊厳を持って生活できるよう支援する重要な事業です。北広島町においても、少子高齢化の進行に伴い、権利擁護を必要とする住民の増加が予想される中、地域福祉の重要な柱として位置づけられています。

権利擁護事業の基本理念

「誰もが尊厳を持って生活し、権利が擁護される地域づくり」

成年後見制度利用促進計画

計画期間

本計画は、令和8（2026）年度を初年度とする令和12（2030）年度までの5か年とします。

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や高齢、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人（以下「本人」という。）の権利を守る支援者を選ぶことで、本人の生活や財産を法律的に支援する制度です。成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類に分かれます。

取組目標

取組目標は、北広島町の地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて、権利擁護の観点から重要な役割を果たします。判断能力が不十分な方々が、本人の意思を尊重されながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護を推進します。また、地域住民一人ひとりが権利擁護の重要性を理解し、支え合いの担い手として参画することで、誰もが尊厳を持って生活できる地域社会の実現を目指します。

基本施策

■基本施策①：権利擁護に関する広報や普及啓発

制度の仕組みや利用方法を分かりやすく伝え、住民や関係職員の理解を深めます。また、気軽に相談できる体制を整えます。

■基本施策②：相談対応体制の充実

適切な情報提供と相談対応ができる体制を強化し、利用者のニーズに応じた適切な支援を提供します。

■基本施策③：制度の利用支援

親族がいない方や本人申立てが困難な方に対して、申立て手続きを支援します。

■基本施策④：地域連携ネットワークの充実

「北広島町成年後見制度利用促進協議会」で情報共有と連携を強化し、利用者のニーズに合った支援を提供できる体制を整えます。

生活困窮者の自立に向けて

本実施計画は、北広島町の現状と課題を踏まえ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を目指すもので、地域の支え合い機能の向上を通じて、生活困窮者の自立を支援し、「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて取り組めます。本計画の実現のため、関係機関との連携を強化し、地域住民の参加を促進することで、効果的な生活困窮者支援の実現を目指します。

計画の目的

本計画の目的は、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を通じて、生活困窮者の自立を支援することであり、生活困窮の早期発見・早期支援により深刻化を防ぎ、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する総合的な支援を提供するものです。また、地域住民による見守り活動や相互扶助の仕組みを強化し、行政、社会福祉協議会、医療機関、教育機関、企業等が連携した効果的な支援体制を構築することで、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を実現します。

基本方針

基本方針では、北広島町地域福祉計画の基本理念と整合性を保ちながら、生活困窮者に対する支援の方向性を示しており、生活困窮者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の支え合い機能を向上させ、包括的な支援体制を構築することで、生活困窮者の自立を支援します。また、持続可能なまちづくりに向けて、地域住民、関係機関、行政が連携し、生活困窮者に対する効果的な支援を提供することを目指します。

基本施策

■基本施策①：相談支援体制の整備

専門性を高めた相談員が関係機関と連携して相談に応じます。また、地域の見守り活動により、困りごとを早期に発見し、支援につなげます。

■基本施策②：生活支援の充実

家計に問題を抱える生活困窮者からの個別相談に応じ、家計管理に関する支援、住居に関する支援を行います。

■基本施策③：就労支援の推進

長期離職者や対人関係の不安等がある生活困窮者に対して、就労相談や就労体験を通じて働く準備を整え、地域企業と連携して就労の機会をつくれます。さらに、就職後の定着までサポートします。

■基本施策④：住居支援の推進

住居確保給付金の支給に加え、住まいの相談や確保・維持・改善を総合的に支援し、安定した生活基盤を整えます。

■基本施策⑤：地域連携の強化

関係機関との連絡会議や研修で支援力を高めます。また、住民の見守りやボランティア活動と連携し、地域全体で支え合う体制をつくれます。

地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

重点目標

「ゆるやかにつながる安心の地域づくり」

計画の位置づけ

計画期間

本計画の計画期間は5年間（令和8年度～令和12年度）

取り組むための視点

つながりのプラットフォームづくり

重要な位置づけ

地域福祉活動計画は住民主体であり、社会福祉協議会は行政計画との整合を図りながら支援・促進役として関わります。

計画推進のための活動

■つながる

活動①：各地域団体とつながる

各地域団体とつながり、地域住民同士の交流を促進することにより、地域の支え合い機能を向上させ、地域活動の活性化を図ります。

活動②：災害時の支援体制づくり

「つながりのプラットフォームづくり」を通じた災害時の情報共有基盤を構築します。

■見える化

活動③：地域資源・活動の見える化

地域資源の見える化により、地域の支え合い機能を向上させ、住民が地域資源を活用しやすくします。

活動④：地域の取材活動の実施

地域内の固定観念や慣習にとらわれない視点から、地域住民が気づいていない地域の価値や課題を発見し、客観的な視点から情報を収集・発信します。

計画の推進体制

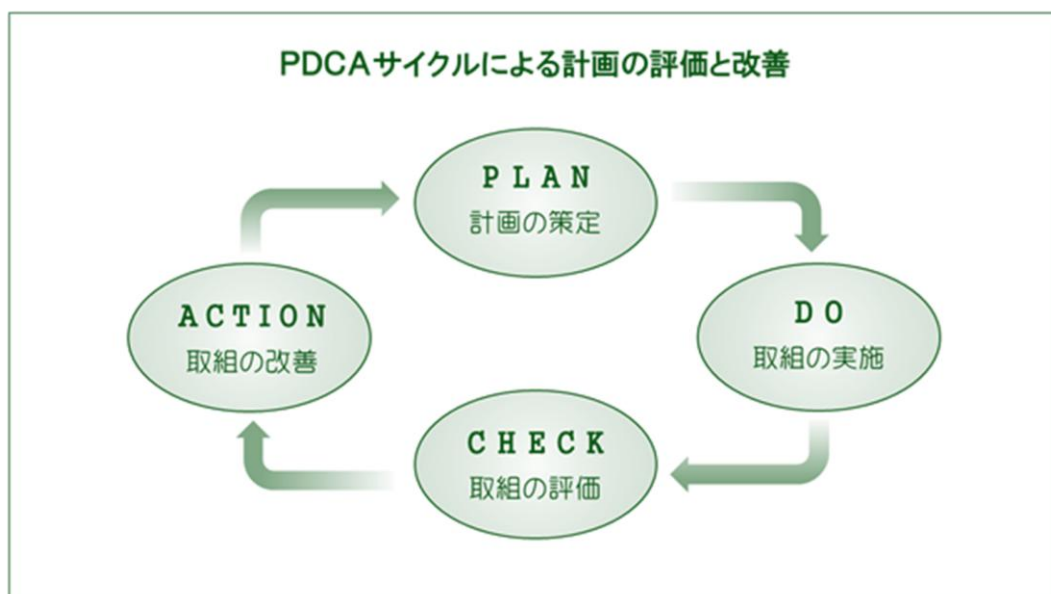
策定委員会による進捗状況の確認

北広島町福祉計画策定委員会及び北広島町地域福祉活動計画策定委員会において、年1回、計画の進捗状況の確認と検証を行い、ご意見を取り入れながら取り組んでいきます。

PDCAサイクルによる検証

本計画の推進にあたっては、北広島町及び北広島町社会福祉協議会をはじめ、関係団体が連携して主体的に取り組めます。

地域福祉活動の取組状況の把握と計画に基づく事業の進捗状況については、北広島町関係各課及び関係機関でPDCAサイクルによる評価・検証を実施します。それにより、より活発に活動できる施策や取組があれば柔軟に取り入れるなど、必要に応じて取組内容を変更し、基本理念に基づく目標達成を目指します。



第2期北広島町地域福祉計画・第1期北広島町地域福祉活動計画

令和8（2026）年3月

発行：北広島町

編集：北広島町 福祉課

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町社会福祉協議会

〒731-2104 広島県山県郡北広島町大朝 2513 番地 1